

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、社会福祉法人セーナー苑 就労継続支援事業所 工房C o C oから物品の買い入れを受け入れる契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

令和7年7月7日

富山市長 藤 井 裕 久

- 1 契約の件名
選挙啓発用お菓子購入
- 2 随意契約を締結した部局課の名称
選挙管理委員会事務局
- 3 契約の相手方を決定した日
令和7年6月30日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
富山市坂本3110
社会福祉法人セーナー苑 就労継続支援事業所 工房C o C o
- 5 契約金額
15,000円
- 6 随意契約の理由
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。